

# 5. 適切な外部委託管理

## (1) 取組方針

○外部委託管理体制を整備し、委託業者の業務内容を適正に管理、監視して、機構の業務全体の適正性を確保する。

### 【社会保険庁における取組】

- 単年度契約が基本。
- 契約方法について、一般競争(総合評価方式を含む)を原則。
- 一定額以上の契約を行う場合には、調達委員会です事前審査を行い、契約方法・契約内容を厳格にチェック。
- 契約書中に、委託実施状況の定期的な報告や立入検査、守秘義務等必要な規定を明記。
- 個人情報保護の観点からの委託先の選定・監督等の厳格化。

### < 課題 >

- ・外部委託業務の統括的な管理及び規程の策定など体制面の整備
- ・委託先選定時の事前審査の実施
- ・委託実施期間中における適正な管理・監視
- ・委託業務の成果の分析・評価・反映

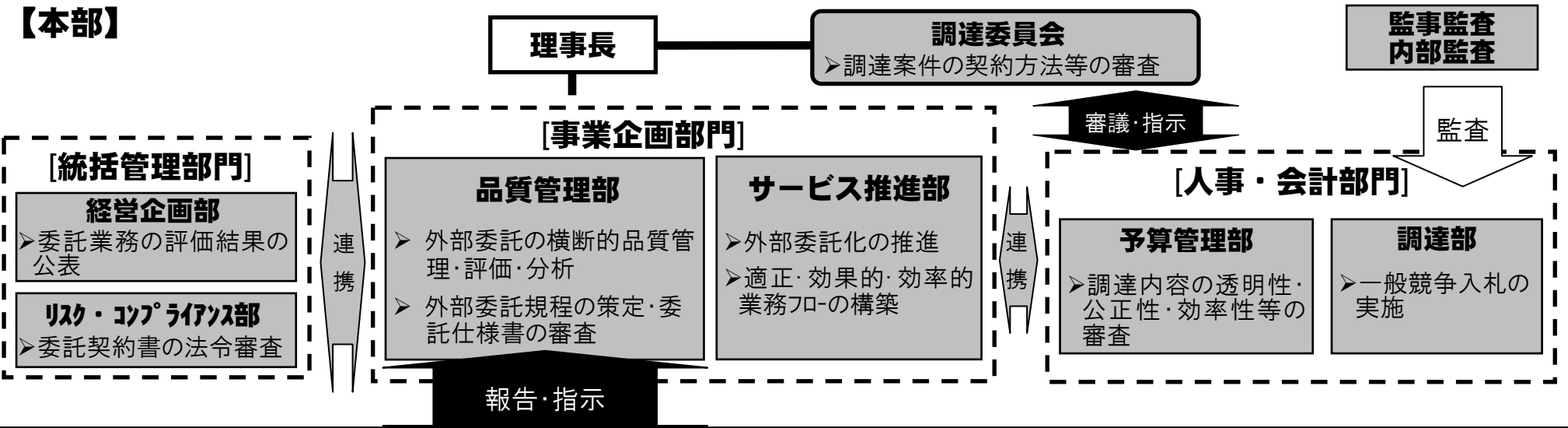
### 【日本年金機構における取組】

- 外部委託業務を統括的に管理する部署の設置
  - 本部に、外部委託業務を統括的・横断的に管理する「品質管理部」を設置するとともに、外部委託規程の策定、委託仕様書の審査、統一的評価基準の策定・運用を実施。
- 委託先の選定方法、契約の基本方針
  - 調達に当たっては、一般競争入札を原則とした上で、一定金額以上の契約を行う場合には、調達委員会による適正な審査を実施。
  - 委託先選定に当たっては、事前に確認すべき事項について標準チェックリストによる事前審査を実施。
  - 業務品質確保のため、委託業者との間で、サービス品質に関する合意(SLA)の締結及び複数年契約の積極的活用。
- 委託期間中における業務の適正な管理・監視
  - 委託期間中における定期的な報告、立入検査、守秘義務等必要な規定を契約書に明記した上で、管理・監視の内容・方法について検討・整備。
- 業務成果の分析・評価・反映
  - 品質管理部において、外部委託業務の分析・評価を実施。
  - 分析・評価結果等に基づき、業務改善やその他必要な措置を実施。(PDCAサイクルの確立)

## (2) 適切な外部委託管理の仕組み

- 外部委託について横断的な品質管理、分析及び評価等を行う部署（品質管理部）を設置（品質管理部長を委託管理責任者に指定）
- 外部委託を行う業務の所管部署において、外部委託ごとに、委託業務責任者を指定
- 品質管理部は、外部委託規程に基づき委託業務の各過程を管理・監視

### 【本部】



### 【各組織階層の事業担当部署】

※外部委託を行う業務ごとに委託業務責任者を指定

#### 本部の各事業担当部署

- ▶ 個別事業の委託仕様書の作成、調達契約の締結、委託事業の管理

#### ブロック本部の各事業担当部署

- ▶ 委託事業の現地的管理

#### 年金事務所

- ▶ 委託事業の現地的管理

的確なモニタリングの実施

- ▶ 実施状況及び実績の把握・分析・評価
  - ◆ 質問票やチェックリストの活用
  - ◆ 定期的な報告
  - ◆ 立入検査 等

- ▶ 委託業者の業務内容の適正な管理・監視・改善指導

### 【外部委託業者】

※ システム関係については、システム統括部において管理。